

先生各位

検査受託のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、下記の緊急検査におきまして検査受託の案内をお知らせいたします。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

《再開期日》 平成 15 年 11 月 11 日（火）受付分より

《検査項目》

検査項目名称	インフルエンザ A / B ウイルス抗原
検査コード	5354
検査材料	咽頭ぬぐい液または鼻腔ぬぐい液 ¹
保存条件	冷蔵
採取容器	Q14 ²
実施料（判断料）	160点（免疫） ³
所要日数	1～2日
検査方法	イムノクロマトグラフィ - 法
基準値	A型 陰性 B型 陰性

1 鼻腔ぬぐい液の方が高い感度が得られます。それぞれの材料に適した綿棒（容器）を用意しておりますので担当者にお問合わせ下さい。

2 指定以外の綿棒で提出される場合は、綿棒の材質によって検査に影響を及ぼす可能性があるため、検査不能となる場合がありますのでご注意ください。

綿棒の条件：綿球部がレ - ヨン、ダクロンなど化学繊維のもの（綿を含まないこと）

軸部の材質が木や竹でないもの（プラスチックやアルミなど）

3 本項目では、A、B型両検査で 160 点の算定となります。ただし保険適用上、発症後 48 時間以内に実施した場合に限り算定できることとなっておりますので、ご注意願います。

《注意事項》

1. 検体の安定性から、検体をお預かりする曜日および時間帯に制約が生じる場合がございますので、ご出検の際は予め当社営業担当へご相談くださいますようお願い申し上げます。

2. インフルエンザウイルス感染の診断は、本項目による検査結果のみで行わず、他の検査結果及び臨床症状を考慮して総合的に判断して下さい。

咽頭ぬぐい液を検体とした場合、鼻腔ぬぐい液、鼻腔吸引液、鼻腔洗浄液に比べ検出率が低い傾向にあるので、検体の採取法にご留意ください。

* 上記注意事項は厚生労働省発 “重要な基本的注意” に準じて掲載しております。